

3 1 年度	業 務 委 託 設 計 書					
委 託 名	さくらリサイクルセンター施設運転維持管理業務委託					
履 行 場 所	伊賀市 治田 地内					
委 託 費	¥ —					
履 行 期 間	平成31（2019）年4月1日から2020年3月31日まで	設 計				
		設 計		検 算		課 長
業 務 の 概 要		業 種		業種コード		
		委託価格				
		¥				
		税（官積）				
		¥				

伊 賀 市

用途	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	さくらリサイクルセンター施設運転維持管理業務委託総括表個表						
1	ごみ燃料化施設運転維持管理業務						
I	運転維持管理業務						
	直接業務費						
	①人件費						
	(通常勤務)						
	A. 管理班						
	事業所長(施設責任者兼務)			日			
	事務員			日			
	B. 運転処理班						
	班長			日			
	運転員			日			
	運転員(夜勤者)			日			
	C. 整備班						
	班長			日			
	整備員			日			
	D. 計量・受入班						
	班長			日			
	計量・受入員			日			
	(休日勤務)						
	E. 作業員			日			
	小計						
	②物品費						
	小計						
	直接業務費計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	さくらリサイクルセンター施設運転維持管理業務委託総括表個表						
1	ごみ燃料化施設運転維持管理業務						
Ⅱ	法定及び主要機器点検業務						
	(法定点検)						
1	ごみクレーン		1.00	式			第1号代価表
2	計量機		1.00	式			第2号代価表
	(主要機器点検)						
3	乾燥設備		1.00	式			第3号代価表
4	脱臭炉		1.00	式			第4号代価表
5	比重差選別機		1.00	式			第5号代価表
6	ベルトコンベヤ類点検		1.00	式			第6号代価表
7	空気圧縮機		1.00	式			第7号代価表
8	冷却装置		1.00	式			第8号代価表
9	空調機		1.00	式			第9号代価表
10	送風機		1.00	式			第10号代価表
11	クレーン窓清掃		1.00	式			第11号代価表
12	酸素濃度計・高温水分計		1.00	式			第12号代価表
13	HCLばいじん計		1.00	式			第13号代価表
14	NOX、SOX濃度計		1.00	式			第14号代価表
15	COガス検知器		1.00	式			第15号代価表
16	乾燥機出入口水分計		1.00	式			第16号代価表
17	NOX計校正ガス		1.00	式			第17号代価表
18	RDF棟清掃点検作業		1.00	式			第18号代価表
	計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	ごみ燃料化施設法定及び主要機器点検業務代価表						
	(法定点検)						
	・第1号代価表						
1	ごみクレーン						
	(1) 部品費						
	①巻上減速機オイル		1.00	式			支給品
	②巻上ドラムギヤオイル		1.00	式			支給品
	③油圧バケット作動油		1.00	式			支給品
	④バケットサクシオンフィルタ	LFS08-100SW	2.00	個			
	⑤NDリール用ラジエタ	C-0.33型	2.00	個			
	⑥カップリングリング	C-0.33型 (日電製)	2.00	個			
	⑦巻上ワイヤーロープ	JIS6×Fi(29)B種 φ12.5 29.6m S3J	4.00	本			
		JIS6×Fi(29)B種 φ12.5 29.6m Z3J	4.00	本			
	⑧ワイヤークリップ	φ12用	16.00	個			
	⑨油圧バケットオイルタンク用パッキン		2.00	枚			
	⑩ワイヤーソケット ピン付		8.00	組			
	⑪吊金具保護ホース		8.00	本			
	⑫吊チェーン (3リンク)		8.00	本			
	⑬吊シャックル (ボルト付)		8.00	組			
	⑭バケット油圧用キャブタイヤケーブル		2.00	本			
	⑮ケーブルリール用マグネットカバー		2.00	台			
	⑯ケーブルリール用追加減速機		2.00	台			
	⑰油圧ユニット内ホース		2.00	基分			
	⑱シリンダーヘッドピン		4.00	本			
	⑲シリンダーテールピン		4.00	本			
	⑳リミット用チェーン		2.00	本			
	㉑制御盤内電磁接触機						
	・巻上冷却ファンモーター用電磁接触器		2.00	台			
	・開閉モーター用電磁接触器	サーマル付	2.00	組			
	・ディスクブレーキ電源装置用電磁接触器		2.00	個			
	小計						
	(2) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	③技術員			人工			
	小計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	(3) 直接経費						
	①機械器具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
	・ 第2号代価表						
2	計量機						
	(1) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	③技術員			人工			
	小計						
	(2) 直接経費						
	①機械器具損料・補助材料費		1.00	式			
	②工事車両費		1.00	式			
	③法定点検代行費		1.00	式			
	小計						
	計						
	(主要機器点検)						
	・ 第3号代価表						
3	乾燥設備						
	(1) 部品費						
	・ 熱風炉バーナー部品						
	①ノズルチップ	20.0G/24.0G×アルミ加工	6.00	個			
	②補材	継手、ホルダー類	3.00	式			
	③電極棒 (A) (B)		3.00	式			
	小計						
	(2) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	小計						
	(3) 直接経費						
	①機械器具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
・ 第4号代価表							
4	脱臭炉						
	(1) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	小計						
	(2) 直接経費						
	①機械器具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
・ 第5号代価表							
5	比重差選別機						
	(1) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	③技術員			人工			
	小計						
	(2) 直接経費						
	①機械器具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
・ 第6号代価表							
6	ベルトコンベア類点検						
	(1) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	③技術員			人工			
	小計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	(2) 直接経費						
	①機械器具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
	・ 第7号代価表						
7	空気圧縮機						
	(1) 部品費						
	①オイルフィルターカートリッジ	P-F13-3003# #003	2.00	本			
	②プレフィルタ	P-F03-3019	2.00	本			
	③吸込みフィルタエレメント	P-F 04-3001	2.00	本			
	④ワッシャ	P-AA13-501 #05	2.00	個			
	小計						
	(2) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	小計						
	(3) 直接経費						
	①機械器具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
	・ 第8号代価表						
8	冷却装置						
	(1) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	③技術員			人工			
	小計						
	(2) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
・ 第9号代価表							
9	空調機						
	(1) 部品費						
	①Vベルト		9.00	本			
	小計						
	(2) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	小計						
	(3) 直接経費						
	①機械器具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
・ 第10号代価表							
10	送風機						
	二次破砕物空送ファン3台、風力選別機ファン2台、熱風発生炉燃焼ファン3台、熱風発生炉用送風機3台、冷却機ファン3台、脱臭ファン4台、誘引ファン3台、比重差選別機ファン3台、比重差選別機用送風機3台					計27台	
	(1) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	(運転状況調査、ケリス給油、Vベルト取替、振動・軸受温度測定、点検等)						
	小計						
	(2) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
・ 第11号代価表							
11	クレーン窓清掃						
	(1) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	小計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	(2) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
・ 第12号代価表							
12	酸素濃度計・高温水分計						
	(1) 部品費						
	①ダイヤフラム		1.00	枚			
	小計						
	(2) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	小計						
	(3) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
・ 第13号代価表							
13	HCLばいじん計						
	(1) 部品費						
	①塩素イオン電極再生	2本組	3.00	組			
	②エアホソク用逆止弁		3.00	個			
	③エアホソク用ダイヤフラム		3.00	枚			
	④チューブホソクカセット		9.00	個			
	⑤ソーダライム	50g	12.00	個			
	⑥断熱セット		3.00	個			
	⑦テフロンフィルタ	φ47	6.00	枚			
	⑧シリカウール	12 g	3.00	個			
	⑨Oリング	P50A FKM	3.00	個			
	⑩Oリング	P63 FKM	3.00	個			
	⑪HCL計40ppm 等価液	50ppmレンジ用	3.00	本			
	小計						
	(2) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	小計						
	(3) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
・ 第14号代価表							
14	NOX、SOX濃度計						
	(1) 部品費						
	①エアーフィルタ		3.00	個			
	②ショックバイカン	COM-50	3.00	個			
	③ショックバイカン	PUR-50	3.00	個			
	④シリカゲル		3.00	個			
	⑤フィルターエレメント		3.00	個			
	⑥Fパッキン		6.00	個			
	⑦Oリング	JISB2401 G 70	6.00	個			
	⑧Oリング	JISB2401 P 7	3.00	個			
	⑨Oリング	JISB2401 P 60	3.00	個			
	⑩ろ紙		3.00	個			
	⑪キャップ		3.00	個			
	⑫フィルタ		3.00	個			
	⑬ゴム継手		6.00	個			
	⑭ダイヤフラム		6.00	個			
	⑮ツウキギャラリー		3.00	個			
	⑯継手	002=マル11-マル5.5L ガタ	6.00	個			
	⑰継手	フッ素ゴム	3.00	個			
	⑱エレメントキャップ		3.00	個			
	⑲ホルダキャップ		3.00	個			
	⑳エレメント		3.00	個			
	㉑ミストキャチャクミ		3.00	個			
	㉒ハロゲンスクラバ		3.00	個			
	小計						
	(2) 労務費						
	①監督員			人工			
	②技術員			人工			
	小計						
	(3) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
・ 第15号代価表							
15	C Oガス検知器						
	(1) 部品費						
	①校正ガス		1.00	式			
	小計						
	(2) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	③技術員			人工			
	小計						
	(2) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
・ 第16号代価表							
16	乾燥機出入口水分計						
	(1) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	③技術員			人工			
	小計						
	(2) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
・ 第17号代価表							
17	N O x 計校正ガス						
	(1) 部品費						
	① 2 種混合ガス		3.00	本			
	一酸化炭素 (CO) 85ppm 窒素 (N2) balance	容器 : 3. 4L (B) 充填量 : 340L					
	② 2 種混合ガス		3.00	本			
	二酸化硫黄 (SO2) 42. 5ppm 窒素 (N2) balance	容器 : 3. 4L (B) 充填量 : 400L					
	③ 2 種混合ガス		3.00	本			
	一酸化窒素 (NO) 85ppm 窒素 (N2) balance	容器 : 3. 4L (B) 充填量 : 400L					
	④ 2 種混合ガス		3.00	本			
	酸素 (O2) 21% 窒素 (N2) balance	容器 : 3. 4L (B) 充填量 : 400L					

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	さくらリサイクルセンター施設運転維持管理業務委託総括表個表						
2	資源化ごみ処理施設運転維持管理業務						
IV	運転維持管理業務						
	直接業務費						
	①人件費						
	(通常勤務)						
	A. 運転処理班						
	班長 (施設責任者兼務)			日			
	中央制御室作業員			日			
	プラットホーム作業員			日			
	搬出作業員			日			
	B. 手選別作業員 (5 h/日)						
	びん・プラ容器手選別作業員			日			
	アルミ缶・ペットボトル手選別作業員			日			
	可燃物精選作業員			日			
	C. 整備班						
	前選・分析作業員			日			
	(休日勤務)						
	D. 作業員			日			
	小計						
	(10月以降追加要員)						
	E. 管理班						
	責任者			日			
	事務員			日			
	F. 整備班						
	班長			日			
	E. 計量・受入班						
	班長			日			
	運転員			日			
	(休日勤務)						
	D. 作業員			日			
	小計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	資源化ごみ処理施設主要機器点検業務代価表						
	・第1号代価表						
1	アルミ缶・ペットボトル破袋機						
	(1) 部品費						
	①トルクアームクッションゴム		1.00	個			
	小計						
	(2) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	小計						
	(2) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
	・第2号代価表						
2	空気圧縮機						
	(1) 部品費						
	①ドミニクフィルターエレメント	020A0	1.00	本			
	②ドミニクフィルターエレメント	020AA	1.00	本			
	③スーパーバルブ（4 L）	AMLUB4L	2.00	缶			
	④バルブ	4G12V01001P1	1.00	個			
	⑤油回収逆止弁	4F04V01004F1	1.00	個			
	⑥マグネットスイッチ	S-EB01-501#13	1.00	個			
	⑧2年整備部品	2-A11-6C-6D	1.00	個			
	小計						
	(2) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	小計						
	(3) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	小計						
	計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
・ 第3号代価表							
3	アルミ缶圧縮機、プラ容器圧縮梱包機、ペットボトル圧縮梱包機						
	(1) 部品費						
	・ P L - 1 5 0 0 F 用交換部品						
	①シーケンサ		1.00	式			
	②サイドシール用テフロンシート		2.00	枚			
	③サイドシール用テフロンシート押え板		4.00	枚			
	④シール機用テフロンシート大		4.00	枚			
	⑤シール機用テフロンシート小		4.00	枚			
	⑥シール機用ヒーター線		1.00	式			
	⑦シール機用テフロン板		2.00	枚			
	⑧サクションフィルター		1.00	個			
	⑨カートリッジフィルター		1.00	個			
	⑩油圧ユニット点検口パッキン		1.00	式			
	・ P B - 3 0 0 用交換部品						
	①シーケンサ		1.00	式			
	②サクションフィルター		1.00	個			
	③油圧ユニット点検口パッキン		2.00	枚			
	④ギアミッションAssy		1.00	式			
	・ S P A - 1 0 用交換部品						
	①シーケンサ		1.00	式			
	②サクションフィルター		1.00	個			
	③油圧ユニット点検口パッキン		1.00	枚			
	小計						
	(2) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	③技術員			人工			
	小計						
	(3) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
・ 第4号代価表							
4	ベルトコンベヤ類						
	(1) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	③技術員			人工			
	小計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	(2) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
	・ 第5号代価表						
5	排風機点検						
	(1) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	小計						
	(2) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
	・ 第6号代価表						
6	シュートライナー交換						
	(1) 部品費						
	①樹脂ライナー	10 t	1.00	式			
	小計						
	(2) 労務費						
	①監督員			人工			
	②作業員			人工			
	③技術員			人工			
	小計						
	(3) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
・ 第7号代価表							
7	集塵設備						
	(1) 部品費						
	①ダイヤフラム弁		14.00	個			
	小計						
	(2) 労務費						
	①監督員			人	工		
	②作業員			人	工		
	小計						
	(3) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
・ 第8号代価表							
8	エプロンコンベヤ類						
	(1) 労務費						
	①監督員			人	工		
	②作業員			人	工		
	小計						
	(2) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						
・ 第9号代価表							
9	可燃性ガス検知器						
	(1) 部品費						
	①エアフィルタ	VFA1000	3.00	個			
	②エアフィルタ	KG-T	3.00	個			
	③エアフィルタ	小	3.00	個			
	小計						
	(2) 労務費						
	①監督員			人	工		
	②作業員			人	工		
	小計						
	(3) 機工具損料・補助材料費		1.00	式			
	計						

さくらリサイクルセンター施設運転維持管理業務委託仕様書

目 次

第1章 一般事項

- 第1条 目的
- 第2条 業務の概要
- 第3条 業務の範囲
- 第4条 業務の履行
- 第5条 関係法令等の遵守

第2章 業務要領

- 第6条 運転維持管理計画
- 第7条 運転維持管理
- 第8条 点検整備
- 第9条 連絡調整等

第3章 業務従事者

- 第10条 業務従事者名簿等の提出
- 第11条 有資格者等の配置
- 第12条 事業所長等の選任
- 第13条 事業所長の職務
- 第14条 班長の職務
- 第15条 業務従事者の服装
- 第16条 労務管理

第4章 その他

- 第17条 危険物の除去
- 第18条 創意工夫
- 第19条 事故等の防止
- 第20条 緊急事態発生時の対応
- 第21条 建物及び付帯設備等の使用管理
- 第22条 秘密等の保持
- 第23条 検査の実施
- 第24条 業務委託料
- 第25条 定めのない事項

第1章 一般事項

(目的)

第1条 本仕様書は、伊賀市（以下「甲」という。）が設置したごみ燃料化施設（以下「RDF施設」という。）及び資源化ごみ処理施設（以下「資源化施設」という。）のごみ処理業務を適切に行うことを目的とする運転維持管理業務（以下「業務」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(業務の概要)

第2条 業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 業務名

さくらリサイクルセンター施設運転維持管理業務委託

(2) 履行期間

平成31（2019）年4月1日から2020年3月31日まで

（RDF施設の施設運転維持管理業務は2019年9月30日まで）

(3) 履行場所

伊賀市治田地内

(4) 名称及び処理能力

① 名称

さくらリサイクルセンター

② 処理能力

・RDF施設	45.0t／16h×3系列
・資源化施設	17.3t／5h
（内訳）金属製粗大ごみ及び金属類	7.3t／5h
びん類	2.4t／5h
アルミ缶	0.5t／5h
ペットボトル	1.1t／5h
プラスチック製容器包装	6.0t／5h

(業務の範囲)

第3条 本委託業務の範囲は、施設における運転操作、監視、記録、日常的な保守点検整備、修繕、交換及びこれらに付随する一切の業務とする。

(業務の履行)

第4条 受託者（以下「乙」という。）は、業務の公共的使命、社会的重要性を認識し理解して、施設の運転管理を円滑に行うとともに、施設の機能を十分に発揮できるよう作業の安全を第一義として、作業効率、作業能率の向上に努め、誠意をもって業務を履行すること。

2 乙は、本仕様書に明記なき事項であっても、施設の良い業務履行のために当然必要な事項については、責任をもって措置を講じること。

(関係法令等の遵守)

第5条 乙は、業務の履行にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

- (1) 公害防止関係法令
- (2) 労働関連法規
- (3) 労働安全衛生関係法規
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (5) 伊賀市の条例及び規則等
- (6) その他関係法令

第2章 業務要領

(運転維持管理計画)

第6条 乙は、運転要領書、取扱説明書及び完成図書等の内容を十分把握し、甲に提出する運転維持管理計画に基づいて、適正にその業務を履行すること。

2 乙は、運転維持管理計画、方法等に変更が必要となる場合には、甲と協議して変更すること。

(運転維持管理)

第7条 主な運転維持管理にかかる業務は次のとおりとし、その詳細は「別紙1」のとおりとする。

- (1) 施設における運転操作、保守、点検（日常、月例等）、整備、調整、測定記録等
- (2) 中央制御室での施設内機械設備の運転監視、保安の確保並びに各現場作業員への適切な指示及び連絡
- (3) 甲の休業日及び夜間における施設管理
- (4) 施設の清掃及び整理整頓
 - ① 施設、装置、設備及び乙が使用する部屋等の清掃
 - ② 物品等の整理整頓
 - ③ 帳票類等の整理整頓
- (5) 薬剤類、消耗品類、貸与物件等の管理
 - ① 業務に関する薬剤類、消耗品類、部品、材料、油脂類等の管理・在庫管理・受入立会
 - ② 貸与物件の管理
- (6) 日常点検、月例点検等

乙は、日常点検時に異常を発見した場合は、その都度甲に報告し、その指示を受けること。

また、月例点検については、あらかじめ甲と協議した内容に基づいて点検を実施し、異常を発見した場合は、写真、測定記録等を添付し、甲に報告すること。
- (7) 運転維持管理の日報、月報、各種報告書等及びその他関係書類の作成と提出
 - ① 業務予定表
 - ② 業務日報
 - ③ 運転記録日報
 - ④ 点検整備報告書
 - ⑤ 故障報告書
 - ⑥ その他必要な書類及び帳簿等

(8) 「修繕伺」、「物品購入伺」

乙は、業務履行のため修繕又は物品購入を必要とする場合は、既定の「修繕伺」又は「物品購入伺」に関係資料等を添えて甲に提出すること。

(9) 施設の操業時間

RDF施設の操業時間は16時間運転、資源化施設の操業時間は5時間運転を原則とする。ただし、細部については甲、乙の協議により定める。

(10) 勤務時間

乙は、業務を適切に履行するため、業務従事者の勤務時間を定め、勤務体制表を作成し、甲に提出すること。原則として、常日勤者は午前8時30分から午後5時までとする。ただし、RDF施設における交替勤務者は、1勤務者が午前6時から午後2時30分まで、2勤務者が午後1時30分から午後10時までとする。また、RDF施設夜勤者は、午後9時45分から翌午前6時15分までとする。

(11) 休業日

休業日は、次のとおりとする。

- ① 1月1日から1月3日の3日間
- ② 毎日曜日（ただし、12月29日及び30日と、偶数月の第1日曜日の受入業務を除く。）
- ③ 祝日（RDF施設運転処理班を除く。）
- ④ 甲と乙が協議により決定した日

(12) 支給・貸与物件等

乙が業務履行のため必要とする物件等で、甲が支給及び貸与する物件等は「別紙2」のとおりとする。

(点検整備)

第8条 乙は、施設の主要な設備について、その性能を常に良好で安全な状態で維持するとともに、事故や故障等を予防し、安定した施設運転を図るための点検整備を実施すること。

- (1) 点検整備の内容は、「別紙3」のとおりとする。
- (2) 点検整備の実施時期は、施設の操業計画に合わせて予定表を作成し、実施すること。
- (3) 点検整備中に異常箇所を発見した場合は、乙は甲へ報告するとともに、修繕等の適切な措置を提案すること。ただし、緊急を要する場合は、速やかに適切な措置を講じるとともに、直ちにその状況を甲に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 点検整備の完了後は、必要に応じて甲の立会いのもと、試運転確認を行なうこと。
- (5) 緊急を要する場合は、「別紙3」の内容について変更する場合がある。

(連絡調整等)

第9条 乙は、甲が開催する次の連絡調整会議に出席すること。

- (1) 安全衛生会議
- (2) 安全パトロール
- (3) その他、甲の招集する会議等

第3章 業務従事者

(業務従事者名簿等の提出)

第10条 乙は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、その役職（担当）、氏名、生年月日等を記載した業務従事者名簿及び第11条に規定する資格取得者名簿を甲に提出すること。また、業務従事者に異動等があった場合も同様とする。

2 甲は、乙の業務従事者で、業務上著しく不適格であると認められる者（公共施設に相応しくない言動や不誠実な対応がある者等）があった場合は、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合、乙は業務に支障が無いよう速やかに対処しなければならない。

(有資格者等の配置)

第11条 乙は、次の資格を有する者を配置し、必要な作業主任者、取扱責任者を選任すること。

(1) RDF施設

- ① クレーン運転特別教育修了者
- ② 危険物取扱者
- ③ 乾燥設備作業主任者技能講習修了者
- ④ 第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
- ⑤ 玉掛技能講習修了者
- ⑥ フォークリフト運転技能講習修了者
- ⑦ 車両系建設機械運転技能講習修了者
- ⑧ ガス溶接技能講習修了者
- ⑨ アーク溶接特別教育修了者
- ⑩ 防火管理者
- ⑪ ダイオキシン安全衛生教育修了者
- ⑫ 電気取扱者特別教育修了者
- ⑬ その他業務上必要な資格者

(2) 資源化施設

- ① クレーン運転特別教育修了者
- ② 危険物取扱者
- ③ 玉掛技能講習修了者
- ④ フォークリフト運転技能講習修了者
- ⑤ 車両系建設機械運転技能講習修了者
- ⑥ ショベルローダー運転技能講習修了者
- ⑦ 電気取扱者特別教育修了者
- ⑧ 大型自動車運転免許取得者
- ⑨ その他業務上必要な資格者

(事業所長等の選任)

第12条 乙は、届け出た業務従事者の中から、事業所長及び班長（以下「事業所長等」という。）を選任し、選任された事業所長等は、その責務を全うしなければならない。

2 前項により選任された事業所長等が、病気その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに事業所長等を選任しなければならない。

(事業所長の職務)

第13条 事業所長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の最高責任者であり、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。
- (2) 業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努める。
- (3) 業務従事者に必要な指導、教育、訓練、研修等を奨励し、技術の向上を図る。
- (4) 契約書、仕様書及びその他関係書類等により、業務内容を十分把握するとともに、定期的に施設内を巡回する。
- (5) 甲と連絡を密にし、業務従事者と甲の職員の融和と意志の疎通を図り、業務を的確に行わせるよう努める。

(班長の職務)

第14条 班長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の現場責任者として、業務従事者の指揮監督を行う。
- (2) 事業所長を補佐し、事業所長が事故又は不在の時にはその職務を代理する。

(業務従事者の服装)

第15条 乙は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により業務従事者であることを明らかにすること。

2 業務従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防じんマスク、作業服、作業靴(安全靴)等を使用し又は着用すること。

(労務管理)

第16条 乙は、業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

第4章 その他

(危険物の除去)

第17条 甲は、施設に危険物が搬入されないよう搬入者に啓発、指導を行うが、万一搬入され、ごみピットに投入又はごみ貯留場に搬入された危険物については、乙は甲の指示に従いその除去に当たること。

(創意工夫)

第18条 乙は、常に創意工夫を心掛け、経済的で効率的な業務の履行を目指さなければならない。なお、その内容が施設、設備の改造等に及ぶ場合は、甲と協議した上で実施しなければならない。

(事故等の防止)

第19条 乙は、業務を履行する上で、事故等の恐れがあると認める場合は、甲に報告するとともに、安全対策を施した後において業務を再開すること。

2 乙は、事故等の防止に万全を期すとともに、独自の労働安全衛生組織を作り、責任をもって業務従事者の安全衛生教育並びに施設内の整備に努めること。

(緊急事態発生時の対応)

第20条 乙は、地震、台風等の災害時及び爆発、火災、故障等の緊急事態の発生に備え、業務従事者の非常召集体制を確立し、甲に届けておくこと。

2 乙は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講じるとともに、甲に通報すること。

3 乙は、緊急事態発生時の対応措置について、甲に書面で速やかに報告すること。

(建物及び付帯設備等の使用管理)

第21条 甲が業務の履行上必要であると認めた事務室、控室、会議室、休憩室、更衣室、浴室、洗濯室及び付帯設備等は、契約期間中において無償で乙の使用を許可するものとする。

2 乙は、これらの建物及び付帯設備等を常に清潔に維持するとともに、甲の指示に従い、効率的、経済的な最善の管理をもって使用すること。

3 乙は、これらの建物及び付帯設備等に損傷等又は不適正な使用があった場合には、乙の責任において現状復旧しなければならない。

(秘密等の保持)

第22条 乙は、業務の履行上知り得た秘密等について、これを他人に漏らしてはならない。

(検査の実施)

第23条 乙は、当月分の業務委託作業報告書を翌月の指定された期日までに、関係書類等とあわせて提出しなければならない。

2 甲は、乙の業務の履行を確認するため、毎月検査を実施する。

(1) 書類審査(第7条に規定する各種報告書等)

(2) その他、検査員の指示する事項

(業務委託料)

第24条 甲は、乙に対し次のとおり業務委託料を支払うものとする。

(1) RDF施設

①運転管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月払い(2019年9月まで)

②設備法定点検及び主要機器点検・・・・・・・・2019年9月末1回払い

③一次破碎機カッター及びスクレーパー交換・・・2019年9月末1回払い

(2) 資源化施設

①運転管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月払い

②主要機器点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・年度末1回払い

(定めのない事項)

第25条 本仕様書の条項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、甲、乙の協議により定めるものとする。

「別紙 1」(第 7 条関係)

1. R D F 施設

(1) R D F 施設の運転・監視

- ・ごみクレーンの運転
- ・中央制御室での操作・監視、場合により機側盤での操作

(2) 設備の点検及び調整

①機械関連

ア) 日常パトロール点検及び機器等の整備、修繕

- ・エア漏れ点検、修繕
- ・送風機羽根付着ダストの清掃
- ・ダスト除去装置の点検、清掃
- ・乾燥機用集塵機（循環用、排気用）の清掃
- ・コンベヤ蛇行調整
- ・各種グランドパッキン取り替え
- ・給油、給脂、油交換
- ・タッチアップ塗装
- ・ごみクレーン日常点検及び月例検査
- ・圧縮成形機ダイ、ローラーの調整
- ・その他必要な整備等

イ) 運転休止時における主な作業

- ・破碎刃の点検
- ・乾燥機内部の点検、清掃
- ・熱風発生炉、脱臭炉及び脱臭炉内耐火物の点検
- ・圧縮成形機内部の点検、清掃
- ・比重差選別機デッキの点検、清掃
- ・比重差選別機不燃物排出口の点検、清掃
- ・脱臭装置のフィルタ清掃
- ・比重差選別機用集塵装置(2)ろ布の点検、清掃

ウ) 設備点検、調整

- ・破袋機刃取り替え
- ・二次破碎機回転刃・固定刃取り替え
- ・圧縮成形機ダイ、ローラー取り替え
- ・計量コンベヤの調整
- ・R D F 製品コンベヤ(1)の調整
- ・コンベヤテークアップ調整
- ・Vベルト張り調整
- ・グランドパッキン締め調整
- ・その他必要な点検、調整等

②電気関連

- ・低圧配電盤点検
- ・照明設備点検

- ・工業用計器点検、調整
- ・バッテリー点検
- ・モーター点検
- ・その他電気設備の点検
- (3) 排水処理施設の点検
- (4) R D F 積み込み作業の確認
- (5) 洗車場機器の点検
- (6) 受入業務
 - ・計量業務
 - ・処理手数料徴収業務代行
 - ・プラットホームでのごみ受入対応（休日を含む）
 - ・ダンピングボックス運転
 - ・硬質プラスチックの選別（搬入された可燃ごみ中のプラスチック類の選別）
 - ・ごみ持込者への対応及び作業
- (7) 省エネルギーに関する取組

2. 資源化施設

- (1) 資源化施設の運転
 - ・中央制御室での操作・監視
 - ・各手選別室に設置の連動盤での操作及び機側盤での操作
 - ・プラットホームでの受入ごみ仕分作業（各搬入種別における前処理を含む）
 - ・びん、アルミ缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、可燃物精選の手選別作業
 - ・スプレー缶穴あけ機作業
 - ・可燃物の R D F 施設への運搬、前処理コンベヤ投入（可燃残渣の構内運搬を含む）
- (2) 設備の点検及び調整
 - ・機械関連
 - ア) 日常パトロール点検及び機器等の整備、修繕
 - ・エア漏れ、油漏れ点検
 - ・異常音、異常振動点検
 - ・バグフィルタの清掃
 - ・給油、給脂、油交換
 - ・タッチアップ塗装
 - イ) 運転休止時における主な作業
 - ・磁選機内部の点検、清掃
 - ・アルミ選別機内部の点検、清掃
 - ・アルミ缶圧縮梱包機内部の点検、清掃
 - ・ペットボトル圧縮梱包機内部の点検、清掃
 - ・プラ容器圧縮梱包機の点検、清掃
 - ・サイクロン、バグフィルタ内部の点検、清掃
 - ・各シュート、ホッパの点検、清掃

- ・その他必要な点検、清掃等
- ウ) 設備点検、調整
 - ・コンベヤテークアップ調整
 - ・グラントパッキン締め調整
 - ・その他必要な点検、調整等
- (3) 埋立ごみの分別作業
 - ・搬入された埋立ごみからテープ類、電池、ライター、スプレー缶等を分別
- (4) 小型家電等の分別作業
 - ・搬入された金属類から小型家電製品等を分別

3. 共通事項

- (1) ごみ質の分析
 - ・可燃ごみ・金属類・プラスチック製容器包装の分析及び報告書の作成
- (2) 搬入ごみ解体業務
 - ・可燃性粗大ごみ及び金属類の解体
- (3) 大型車両等による構内運搬作業
 - ・埋立ごみ等の移動
- (4) 休日開場日（偶数月の第1日曜日）における受入業務
 - ・電話対応は行わない。
- (5) 設備トラブル時の対応
 - ・機器トリップ、ごみ詰まり等の処置
 - ・突発事故等への対応及び応急処置と原因調査
- (6) 運転、故障、調整等の記録
 - ・運転記録日報等の記入
- (7) 予備品、資材、工具等の管理
 - ・発注依頼、受入、在庫管理
- (8) 薬品類等の補給、管理
 - ・タンク等への補給、在庫管理
- (9) 清掃
 - ・構内飛散物等の清掃
 - ・施設、装置、設備、機器等及びその周囲の清掃
 - ・その他、甲との協議により定める場所の清掃

「別紙２」（第７条関係）

（１）支給物件

- ① 電気
- ② 水道
- ③ ガス
- ④ 灯油
- ⑤ 各種薬品類
- ⑥ 各種グリス
- ⑦ 各種耐熱グリス
- ⑧ 各種オイル
- ⑨ 各種ギヤーオイル
- ⑩ 各種吸収液
- ⑪ アンモニア
- ⑫ 等価液
- ⑬ カートリッジグリス
- ⑭ 計量受付用帳票類
- ⑮ その他、甲が必要と認める消耗品等

（２）貸与物件

- ① ショベルローダー及びフォークリフト等の重機
- ② 構内運搬用のダンプトラック車両（２ｔ車、４ｔ車、１０ｔ車）
- ③ 本仕様書に記載のないものについては、別途協議する。

「別紙3」(第8条関係)

1. RDF施設

(1) 法定点検

- ① ごみクレーン：法定点検、全般/外観・整備等、部品納入・交換
- ② 計量機：法定点検、全般/外観・整備等

(2) 主要機器点検

- ①乾燥設備：全般/外観・整備等、ノズル部品等納入・交換、燃焼調整
- ②脱臭炉：全般/外観・整備等、部品納入・交換
- ③比重差選別機：全般/外観・整備等、部品納入・交換
- ④ベルトコンベヤ類：全般/外観・整備等
- ⑤空気圧縮機：全般/外観・整備等、部品納入・交換
- ⑥冷却装置：全般/外観・整備等
- ⑦空調機：全般/外観・整備等、Vベルト交換
- ⑧送風機：全般/外観・整備等、Vベルト交換
- ⑨クレーン窓清掃：清掃等
- ⑩酸素濃度計・高温水分計：全般/外観・整備、校正等、部品納入・交換
- ⑪HCLばいじん計：全般/外観・整備、校正等、部品納入・交換
- ⑫NOX、SOX濃度計：全般/外観・整備、校正等、部品納入・交換
- ⑬COガス検知器：全般/外観・整備、校正等、部品納入・交換
- ⑭乾燥機出入口水分計：全般/外観・整備、校正等、部品納入・交換
- ⑮NOX計校正ガス
- ⑯RDF棟清掃点検

(3) カッター及びスクレーパ交換

- ① 一次破砕機：年3回交換

2. 資源化施設

(1) 主要機器点検

- ①アルミ缶・ペットボトル破袋機：全般/外観・整備等、部品納入・交換
- ②空気圧縮機：全般/外観・整備等、部品納入・交換
- ③アルミ缶圧縮機・プラ容器圧縮梱包機・ペットボトル圧縮梱包機
：全般/外観・整備等、部品納入・交換
- ④ベルトコンベヤ類：全般/外観・整備等
- ⑤排風機点検：全般/外観・整備等
- ⑥シュートライナー交換：全般/外観・整備等、樹脂ライナー納入・交換
- ⑦集塵設備：全般/外観・整備等
- ⑧エプロンコンベヤ：全般/外観・整備等
- ⑨可燃性ガス検知器：全般/外観・整備等、部品納入・交換
- ⑩排水処理：全般/外観・整備等